

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>7-110の2 事故情報計測・記録装置 [当分の間、審査事項なし] (適用関係告示第54条の2第2項関係)</p>	<p>8-110の2 事故情報計測・記録装置 [当分の間、審査事項なし] (適用関係告示第54条の2第2項関係)</p>